

建設工事等における入札金額見積内訳書の取扱い

草加市が発注する建設工事等の入札時に提出された内訳書の取扱いは次のとおりとし、「内訳書の未提出」または「不備な内訳書」と認められる場合については、当該入札を無効とします。

1 「内訳書の未提出」は次のものとし、当該入札を原則として無効とします。

- (1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (3) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (4) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (5) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (6) 上記(1)から(5)以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

2 「不備な内訳書」は次のものとし、当該入札を原則として無効とします。

ただし、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 総額の記載のみで内訳の全部又は一部の記載がない場合
- (2) 工事名、工事場所、業者名又は代表者名の記載がないまたは誤りがある場合
- (3) 公告又は関係書類により明示した項目を満たしていない場合
- (4) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
(内訳書の合計金額から端数切り捨てのための値引きをすることは可とします。)
- (5) 内訳書の計算に誤りがある場合
- (6) 合計金額が異なる複数の内訳書が提出された場合
- (7) 上記(1)から(6)以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した場合

3 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、草加市談合情報対応要領に基づき、処理するものとします。

＜談合の疑いが認められる場合の例＞

- (1) 他の業者の内訳書が添付されている場合
- (2) 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- (3) その他談合が推測される記載等がある場合

4 入札参加者が一度提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできません。

令和8年5月1日以降に公告する建設工事の一般競争入札から「入札金額見積内訳書」記載項目を追加します。

建設工事の入札の際に求めている入札金額見積内訳書に、これまでの記載項目に加え、以下の項目を追加します。

①材料費②労務費③法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担分）④建設業退職金共済（建退共）契約に係る掛金⑤安全衛生経費

ただし、これらの記載欄については、当面の間は「必ず記入」とはせず、記入がない場合も入札を無効とはしません。

…今回追加項目

（工事用）

入札金額見積内訳書

工 事 名				左欄は必ず記入
工事場所				
入 札 参 加 者	所 在 地			左欄は必ず記入
	名称・商号			
	代表者名			
入札額の内訳				
直 接 工 事 費	費目	数量単位	金額（円）	
	〇〇工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇工	1 式		左欄は必ず記入
	計（A）			左欄は必ず記入
	うち材料費	1 式		
	うち労務費	1 式		
間 接 工 事 費	共通仮設費	1 式		左欄は必ず記入
	現場管理費	1 式		左欄は必ず記入
	うち法定福利費の事業主負担額	1 式		
	うち建退共制度の掛金	1 式		
	計（B）	1 式		左欄は必ず記入
工事原価（C=A+B）				左欄は必ず記入
一般管理費等（D）		1 式		左欄は必ず記入
工事価格（E=C+D）				左欄は必ず記入
うち安全衛生経費		1 式		
入札額 （埼玉県電子入札共同システムへの入力金額）				左欄は必ず記入